|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ※長期優良住宅建築等計画認定申請手数料欄 | | | |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  | 三重県証紙貼付欄 |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 手数料額　　　　　　　　　　円 | | | |

　　

■「審査区分ア」は、申請者が直接県へ認定審査を申請する場合

■「審査区分イ」は、申請者が品確法第六条の二第五項の確認書若しくは住宅性能評価書の写しを添付する場合

■法第６条第２項の認定申請（建築確認申請との併願）を行う場合は、上記の認定申請手数料に建築確認審査手数料を加算し

てください。（構造計算適合性判定が必要な場合は、さらに所定の判定手数料に消費税を付加した金額を加算してください。）

■法第８条第１項の変更認定申請（建築計画の変更）と併せて建築確認申請を行う場合は、建築確認審査手数料のみとなります（構造計算適合性判定が必要な場合は、さらに所定の判定手数料に消費税を付加した金額となります。）。